

## 質疑回答事項通知書

業者各位

平成29年9月8日～平成29年9月12日入札執行の予定である  
「(仮称)羽曳野市立中央スポーツ公園プール整備事業に伴う設計委託業務」の  
仕様について質疑がありましたので、下記のとおり通知いたします。

## 質疑事項

No.	質疑事項	回答
1	入札参加資格(5)業務実績としてのプールの新築工事の設計業務を元請として履行したこととありますが、学校の改築と併せてプールの改築を行っている場合実績として認められるのでしょうか。	入札参加資格(5)に記載のとおり「プールの新築工事」に限ります。
2	入札参加を検討中ですが、小中学校のプールの実績は認められますでしょうか。	実績として認めます。
3	現況測量面積をご教示ください。 また完了後変更部分等測量と記載がありますが、どのような事でしょうか。	現況面積については歩道空地約380㎡、駐車場約2,950㎡、自転車一時保管約350㎡、プール約4,170㎡です。 また、仕様書P5(7)敷地等測量の「完了後変更部分等測量」については、記載に誤りがあったため、削除します。
4	土壤汚染調査及び土壤汚染対策法に係る届出は不要と考えて宜しいでしょうか。	当該地の土地履歴では有害物質等のないものとしておりますが、土壤汚染対策防止法及び関係条例に関する届出の要・不要は所管行政庁との協議によるものとなります。
5	入札参加資格に示されている履行元請実績『プールの新築工事の設計業務』は、小学校新築設計に伴うプール新設及び附属建屋新設の設計実績でも良いと考えてよろしいでしょうか？	よいです。
6	本社からの受任先(支店)で入札に参加する場合で、本社と受任先(支店)の一級建築士事務所の屋号が別々の場合、入札参加資格に示されている履行元請実績『プールの新築工事の設計業務』が本社にあれば、受任先でも入札参加資格があると考えてよろしいでしょうか？	よいです。